

令和2年6月1日

「新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別や偏見をなくしましょう」

新型コロナウイルス感染症に関連して、各地で、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する根拠のない言動や嫌がらせが発生しています。

誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されません。

高知地方法務局では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。

困った時は、一人で悩まず、高知地方法務局に相談してください。

みんなの人権110番 0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp/>

電話の受付時間：平日8時30分から午後5時15分まで

*以上の記事に関するお問い合わせは

高知地方法務局人権擁護課（TEL 088-822-3503）まで